

第6章

計画の目標値等

1 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を記載することとなっています。

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

2. 区域設定の考え方

区域内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設数及び定員等のバランスなどを考慮し、中学校区を基本単位に区域を設定します。

3. 本市における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本市では教育・保育提供区域を、「一・二中学校区」と「三・四中学校区」の2区域に設定します。また、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します（下表参照）。

【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業別の区域設定】

分類	施設・事業		区域
教育・保育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（園） ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 	2区域 (一・二中学校区) (三・四中学校区)
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業 	
地域子ども・子育て支援事業	①地域子育て支援拠点事業 ②一時預かり事業 ③時間外保育事業 ④利用者支援事業		1区域 (市全域)
	⑤妊婦健康診査事業 ⑥こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ⑦養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑧子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業		

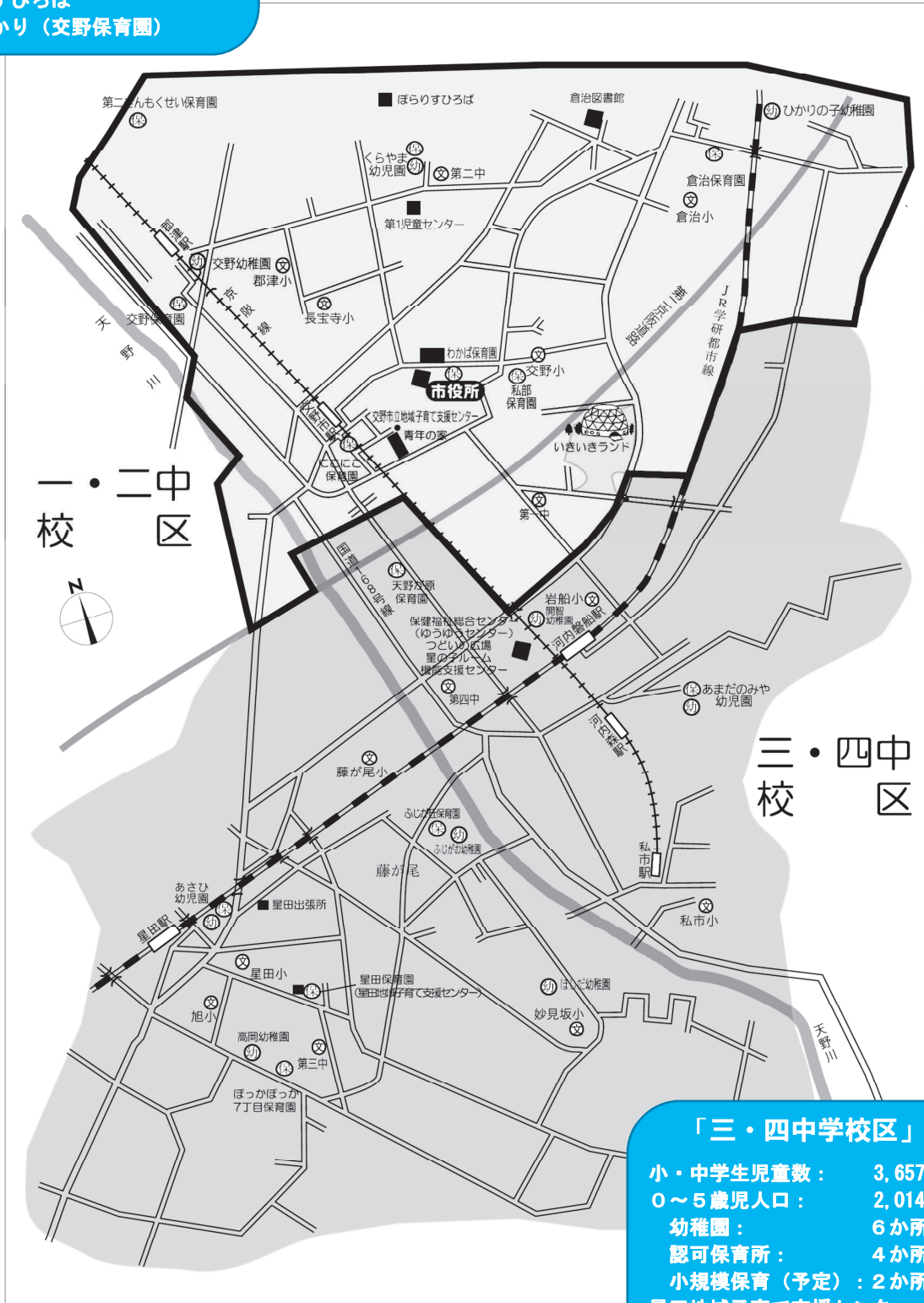
【上記、地域子ども・子育て支援事業のほか、国の審議状況を踏まえ検討する事業】

※実費徴収に係る補足給付を行う事業

※多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「一・二中学校区」

小・中学生児童数： 3,410人
 0～5歳児人口： 1,787人
 幼稚園： 3か所
 認可保育所： 6か所
 小規模保育（予定）：1か所
 交野市立地域子育て支援センター
 ぼらりすひろば
 一時預かり（交野保育園）



「三・四中学校区」

小・中学生児童数： 3,657人
 0～5歳児人口： 2,014人
 幼稚園： 6か所
 認可保育所： 4か所
 小規模保育（予定）：2か所
 星田地域子育て支援センター
 つどいの広場
 一時預かり（星田保育園）
 （星の子ルーム）

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育施設及び地域型保育事業

幼児期の学校教育や保育の必要性のある子どもへの保育については、これまで幼稚園と保育所の2施設が多く利用されてきました。

新制度では、幼稚園と保育所に加え、両施設の良さを合わせ持つ認定こども園の普及が望まれています。また、少人数の子どもを保育する事業が創設され、共働き家庭等への子育て支援を充実するため、身近な保育の場の確保が必要となります。

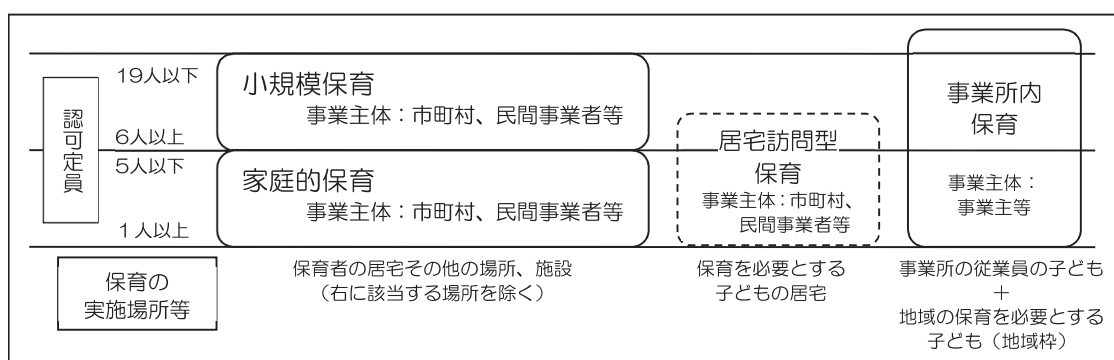
①教育・保育施設

新制度では、幼稚園、認可保育所、認定こども園が教育・保育施設となります。待機児童の解消に向け、認定こども園の普及が望まれます。

②地域型保育事業

新制度では、定員が19人以下の保育事業は市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類があります。



2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

3. 教育・保育給付事業の量の見込みおよび確保の方策

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「国の手引き」という。）に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに算出しました。なお、2号認定及び3号認定の量の見込みについては、保育需要の増加傾向を考慮し、計画最終年の平成31年度に向けて潜在的な需要が顕著化すると仮定し設定しています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、各年度毎に教育・保育施設及び地域型保育事業による確保見込みの内容及び実施時期を設定しています。

(1) 1号認定（教育認定子ども）＜3～5歳＞

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立幼稚園と6か所の私立幼稚園があり、既存施設において見込み量に対する供給量を確保します。

(2) 2号認定（保育認定子ども）＜3～5歳＞

①学校教育利用希望の児童

【事業内容】

保育の必要性があり、教育ニーズがある認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立幼稚園と6か所の私立幼稚園があり、幼稚園での預かり保育等の利用や、平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

②保育利用希望の児童

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立保育所と7か所の私立保育園があり、平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

(3) 3号認定（保育認定子ども）＜0～2歳＞

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

【確保の方策】

現在、市内3か所の公立保育所と7か所の私立保育園があり、既存施設の定員増員や平成28年度以降の既存施設の認定こども園への移行により、見込み量に対する供給量を確保します。

①提供区域：「一・二中学校区」

(単位：人)

区 分	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み	477	406	49	235	456	389	49	233	441	375	48	228	
②確保の方策	特定教育・保育施設	60	385	41	196	200	415	61	243	200	415	61	243
	新制度に移行しない幼稚園	480	—	—	—	340	—	—	—	340	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	3	9	—	—	3	9	—	—	3	9
	計	540	385	44	205	540	415	64	252	540	415	64	252
差(②-①)	63	-21	-5	-30	84	26	15	19	99	40	16	24	

区 分	平成 30 年度				平成 31 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み	433	368	48	222	423	359	47	220	
②確保の方策	特定教育・保育施設	200	415	61	243	200	415	61	243
	新制度に移行しない幼稚園	340	—	—	—	340	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	3	9	—	—	3	9
	計	540	415	64	252	540	415	64	252
差(②-①)	107	47	16	30	117	56	17	32	

【3号認定の保育利用率】

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①0～2歳児の利用定員数	249	316	316	316	316
②0～2歳の児童数(一・二中学校区)	809	801	787	770	763
保育利用率(①/②×100)	30.8%	39.5%	40.1%	41.0%	41.4%

※特定教育・保育施設：施設型給付を受ける認定こども園、保育所、幼稚園

特定地域型保育事業：地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

②提供区域：「三・四中学校区」

(単位：人)

区 分	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
	教育のみ		保育の必要性あり		教育のみ		保育の必要性あり		教育のみ		保育の必要性あり		
①量の見込み	496	422	50	239	475	404	49	236	459	391	49	232	
②確保の方策	特定教育・保育施設	122	326	39	169	185	331	39	169	287	349	39	169
	新制度に移行しない幼稚園	823	—	—	—	749	—	—	—	605	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	12	22	—	—	12	22	—	—	12	22
	計	945	326	51	191	934	331	51	191	892	349	51	191
差 (②-①)	449	-96	1	-48	459	-73	2	-45	433	-42	2	-41	

区 分	平成 30 年度				平成 31 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
	教育のみ		保育の必要性あり		教育のみ		保育の必要性あり		
①量の見込み	450	382	48	226	440	374	48	223	
②確保の方策	特定教育・保育施設	471	364	39	169	471	364	39	169
	新制度に移行しない幼稚園	406	—	—	—	406	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	12	22	—	—	12	22
	計	877	364	51	191	877	364	51	191
差 (②-①)	427	-18	3	-35	437	-10	3	-32	

【3号認定の保育利用率】

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①0～2歳児の利用定員数	242	242	242	242	242
②0～2歳の児童数 (三・四中学校区)	854	845	831	813	806
保育利用率 (①/②×100)	28.3%	28.6%	29.1%	29.8%	30.0%

※特定教育・保育施設：施設型給付を受ける認定こども園、保育所、幼稚園

特定地域型保育事業：地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

③全市（「一・二中学校区」・「三・四中学校区」合計）

（単位：人）

区 分	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
	教育のみ		保育の必要性あり		教育のみ		保育の必要性あり		教育のみ		保育の必要性あり		
①量の見込み	973	828	99	474	931	793	98	469	900	766	97	460	
②確保の方策	特定教育・保育施設	182	711	80	365	385	746	100	412	487	764	100	412
	新制度に移行しない幼稚園	1,303	—	—	—	1,089	—	—	—	945	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	15	31	—	—	15	31	—	—	15	31
	計	1,485	711	95	396	1,474	746	115	443	1,432	764	115	443
差（②－①）	512	-117	-4	-78	543	-47	17	-26	532	-2	18	-17	

区 分	平成 30 年度				平成 31 年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
	教育のみ		保育の必要性あり		教育のみ		保育の必要性あり		
①量の見込み	883	750	96	448	863	733	95	443	
②確保の方策	特定教育・保育施設	671	779	100	412	671	779	100	412
	新制度に移行しない幼稚園	746	—	—	—	746	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	15	31	—	—	15	31
	計	1,417	779	115	443	1,417	779	115	443
差（②－①）	534	29	19	-5	554	46	20	0	

【3号認定の保育利用率】

（単位：人）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①0～2歳児の利用定員数	491	558	558	558	558
②0～2歳の児童数（全体）	1,663	1,646	1,618	1,583	1,569
保育利用率（①/②×100）	29.5%	33.9%	34.5%	35.2%	35.6%

※特定教育・保育施設：施設型給付を受ける認定こども園、保育所、幼稚園

特定地域型保育事業：地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

新制度では多様な教育・保育や子育て支援の事業があり、待機児童解消や育児不安・育児負担の軽減のため、個々のニーズに応じて確実に提供するため、子どもや保護者が、幼稚園・保育所等における教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう利用者支援事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：か所数)

区 分	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	2	2	2	2	2
②確保方策	—	0	1	2	2	2
差 (②-①)		-2	-1	0	0	0

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度に伴う多様な子育て支援サービスの利用について、よりきめ細やかな情報提供・相談支援を行い、利用者支援機能の充実を図るため、平成 28 年度には保育コンシェルジュを配置し、保育等の利用の相談、地域の保育資源等の情報提供等を実施します。また、平成 29 年度には、訪れやすさを考慮し、親子にとって身近な地域子育て支援拠点事業において 2 か所目を設置し、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

就学前の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行うとともに、子育て講座、イベント等を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ人数)

区 分	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13,057	12,460	12,254	11,999	11,831	11,625
②確保方策	—	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
差 (②-①)		540	746	1,001	1,169	1,375

【確保の方策】

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集う場を提供するために、既存の 4 拠点を充実していきます。親子の絆づくり、親の子育て力の強化等の取り組みとともに、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として充実します。

- ★交野市立地域子育て支援センター（第一中学校区）★ぼらりすひろば（第二中学校区）
- ★星田地域子育て支援センター（第三中学校区）★つどいの広場（第四中学校区）

(3) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ回数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	6,332	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
②確保方策	—	7,252	7,168	7,070	7,000	6,986
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も引き続き、より安心して健やかな妊娠出産ができるよう支援していきます。

(4) こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	542	518	512	505	500	498
②確保方策	—	518	512	505	500	498
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会内の情報交換と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組みなど地域全体で連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

区 分	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	5	5	5	5	5
②確保方策	—	5	5	5	5	5
差 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

母子保健事業と連携を密にし、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するために育児支援、家事援助、相談・助言を実施します。

要保護児童対策地域協議会と連携し対応するとともに、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、関係機関の専門性の強化と関係機関相互の連携強化に取り組みます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業内容】

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、指定した事業実施施設で一定期間、子ども預かりを行います。また、制度の周知を図るとともに、適切な利用を促します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ日数)

区 分	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	12	12	12	12	12
②確保方策	—	12	12	12	12	12
差 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を検討しつつ、利用者の意向を踏まえた上で実施していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターに会員登録をし、さまざまな育児支援の事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ人数)

区 分		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
就学前児童	①量の見込み	1,944	2,225	2,195	2,168	2,145	2,125
	②確保方策	—	2,225	2,195	2,168	2,145	2,125
	差(②-①)		0	0	0	0	0
小学校児童	①量の見込み	1,287	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	②確保方策	—	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	差(②-①)		0	0	0	0	0
計	①量の見込み	3,231	3,525	3,495	3,468	3,445	3,425
	②確保方策	—	3,525	3,495	3,468	3,445	3,425
	差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も安定して提供会員を維持するため、広報活動に力を入れて取り組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

(8) 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。

(ア) 1号認定による定期的利用（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ人数)

区 分	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	973	931	900	883	863
②確保方策	—	973	931	900	883	863
差(②-①)		0	0	0	0	0

(イ) 2号認定による定期的利用

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ人数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	—	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
②確保方策	—	30,000	28,800	27,600	26,700	26,100
差(②-①)		0	0	0	0	0

(ウ) その他の一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ人数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,670	13,651	13,273	12,933	12,674	12,472
②確保方策	—	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
差(②-①)		-451	-194	47	488	877

【確保の方策】

現在において、幼稚園での預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も既存の施設による実施により確保します。

また、既存の保育所等での一時預かりなど、様々な保育需要に対応可能な一時預かり事業を検討していきます。

(9) 延長保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間(11時間)の前後30分以上において時間を延長して保育を実施しています。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定(11時間)と短時間認定(8時間)の2区分となり、区分を超えた保育については、延長保育として取り扱うことが国から示されています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ人数)

区分	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	831	710	681	655	632	613
②確保方策	—	710	681	655	632	613
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在、すべての保育所で7時～19時までの延長保育事業を実施し、一部の私立保育園においては、19時30分までの延長保育を実施しています。今後も、各区分において必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を確保していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：延べ人数)

区 分	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	725	695	668	645	625
②確保方策	—	600	1,200	1,200	1,200	1,200
差 (②-①)		-125	505	532	555	575

【確保の方策】

今後も保護者のニーズに対応するため、設置か所数の増設に向け、医療機関等への事業周知も併せて行っていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

区 分	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	638	721	692	665	642	642
②確保方策	—	810	810	810	810	810
差 (②-①)		89	118	145	168	187

【確保の方策】

小学校の教室を活用し量の確保に努めるとともに、できる限り校外に移動せず、安全に過ごせる場所の確保に取り組みます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 **新規**

【事業内容】

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成し、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。

【確保の方策】

国において実施要綱等を検討中であり、その内容等に応じ、助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 **新規**

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

国において実施要綱等を検討中であり、その内容等に応じ、事業促進に努めます。



4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保護者の就労状況などによらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があり、待機児童対策の効果が期待されています。幼稚園の認定こども園への移行については、市民ニーズをふまえ、既存の私立の幼稚園設置者及び保育所設置者に認定こども園に関する情報提供を適宜行い、就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する施設として、その普及に努めます。

(2) 地域の教育・保育や子育て支援等の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化などによる子育てに対する不安や孤立感、また女性の社会進出による共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い家庭・仕事・子育ての均衡が保てないなど、子どもを育てる環境が大きく変化していることから、保育サービスの充実や子育ての心理的・経済的負担の軽減などにより、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めるとともに、地域全体で子育てに取り組んでいく気運の醸成に努めます。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者相互の連携が必要となることから、関係機関等の交流の強化に努めます。また保育所、幼稚園、小学校の円滑な接続に向け、子どもの発達や学びの連続性をふまえ、教育や保育のシステムづくりに努めます。

